

日本リーグおよびクラブリーグにおける 感染症拡大防止に対する特別規定 (下線部改訂部分)

2022年3月7日

1. 目的

感染症、特に新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、感染の恐れがある者、体調不良や発熱のある参加者を制限することが望ましい。これに備えて、且つスムーズに競技会を行うために本特別規定を定める。

2. 「特別メンバー」のプレイの限り

感染拡大防止のため、主任ディレクターは7人目以降 (クラブリーグは9人目以降) の「特別メンバー」のプレイを認めることができる。特別メンバーのプレイはやむを得ず参加できない週末に限る。

3. 「特別メンバー」の資格

以下の何れかの者

- ・今期日本リーグ及び今期クラブリーグに未登録の者
- ・今期日本リーグ及び今期クラブリーグに登録されたが、まだ1試合も出場していないメンバーで当該チームから登録を削除する者。さらに削除されたチームは継続チームである場合、メンバーの削除があっても継続条件が維持されなければならない。

4. 参加資格、MP発行

「特別メンバー」にはMPが発行されず、また継続の資格を有するメンバーにもなりません。

5. 継続メンバーについて

感染拡大防止のため、やむを得ずクオリファイしたメンバーが4人に満たないときは、クオリファイしたメンバー全員とクオリファイはしなかったが登録のあったメンバーをあわせて4人いればチームの継続を認める。なお当該4人は次期リーグでメンバーの変更・削除の対象とすることはできない。

以上